

大谷大学図書館所蔵『大乘五蘊論問書』(一)

箕浦 曉雄

一 はじめに

ヴァスバンドウの『五蘊論』に対する諸註釈書がインドで著され、チベットや敦煌に伝えられている。インド、チベット、敦煌の諸地域で『五蘊論』に基づく学問の伝統があったことを確かめることができる。¹⁾一方、東アジア地域には、漢訳『五蘊論』と『大乘広五蘊論』という漢語断片が伝わっている。また、了道記『大乘広五蘊論纂釈』(日本大蔵経所収)が現存するし、江戸後期の『五蘊論』講義録二本が現存する。講義録とは、大谷大学図書館所蔵『大乘五蘊論問書』(口述者ならびに記録者は記されておらず不明)と、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、環定『大乘五蘊論問記』である。前者は、「大乘五蘊論講義 本」「大乘五蘊論講義 末」という表題が表紙に付されている二冊の和書である。内題には「大乘五蘊論問書」とあり、内容の区切りではなく、文章の途中で二冊に分けて綴じられている。一方、後者は、真宗大谷派の僧侶環定が行った講義の筆録である。真宗大谷派「学寮講義年鑑」(真宗典籍刊行会編『真宗大系』第三十七卷、国書刊行会、一九二五年)に、環定²⁾が天保十年(一八三九年)の夏講において

『五蘊論』の講義を行った記録がある。この『大乘五蘊論聞記』の内題が記されているところに「天保十己亥夏環定寮司述 大乘五蘊論聞記」とあって「学寮講義年鑑」の記録と一致する。

その「学寮講義年鑑」には、延享四年（一七四七年）から大正十三年（一九二四年）のあいだに、また「学寮講義年鑑補遺」（真宗典籍刊行会編『統真宗大系』第二十卷、国書刊行会、一九四一年）には、昭和十年（一九三五年）から昭和十五年（一九四〇年）のあいだに、真宗大谷派の学寮で行われた講義題目等の記録がある。それらによれば、何度も『五蘊論』の講義がなされていたことがわかる。

- | | | | |
|----------------|----|-----|-------|
| 安永九年庚子（一七八〇年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司減文 |
| 天明元年辛丑（一七八一年） | 夏講 | 五蘊論 | 寮司徳成 |
| 文化四年丁卯（一八〇七年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司慧深 |
| 文化六年己巳（一八〇九年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司玄伏 |
| 文化十年癸酉（一八一三年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司諦融 |
| 文化十二年乙亥（一八一五年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司法幢 |
| 文政四年辛巳（一八二一年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司一空 |
| 文政五年壬午（一八二二年） | 夏講 | 五蘊論 | 寮司智曜 |
| 文政八年乙酉（一八二五年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司圓慶 |
| 文政九年丙戌（一八二六年） | 夏講 | 五蘊論 | 擬寮司了遊 |
| 天保七年丙申（一八三六年） | 夏講 | 五蘊論 | 寮司見瑞 |

天保十年己亥（一八三九年）夏講 五蘊論 寮司環定³

安政二年乙卯（一八五五年）春講 五蘊論 擬寮司祐明

安政五年戊午（一八五八年）春講 大乘五蘊論 擬寮司榮聲

*括弧内の西暦は筆者

ところで、「大谷派先輩著述目録」（真宗典籍刊行会編『真宗大系』第三十七卷、国書刊行会、一九二五年）ならびに「大谷派先輩著述目録補遺」（真宗典籍刊行会編『続真宗大系』第二十卷、国書刊行会、一九四一年）には『五蘊論』に関する講義記録や書名は見当たらない。

いずれにせよ、大谷大学図書館が所蔵する『大乘五蘊論聞書』と題されたこの講義録は、先に列挙したいずれの講義録なのか、あるいは記録に残っていない別のものなのか、現時点では断定し得なかった。口述者、記録者、および口述筆写の年代は不明である。

了道の『大乘広五蘊論纂釈』と、これら二つの講義録は、インドやチベットの註釈書に比べれば、はるかに新しい時代のものであるが、東アジア地域で『五蘊論』研究が行われていた数少ない現存資料ということになる。⁴『大乘広五蘊論纂釈』や『五蘊論』講義録を繙くなら、『五蘊論』を他の瑜伽行唯識学派の文献と共に体系的に理解しようとする学問の営みを垣間見ることができるといえる。江戸時代の学僧たちは、今日のようにインドやチベット由来のアビダルマや瑜伽行唯識学派の文献を参照できたわけではない。それを承知のうえで、これら講義録に基づき、その時代、その地域において、どれほどの学問が形成されていたか知ることができればよい。そして、このような江戸時代の学問の成果をもって再びインドの地平に立ち返ることで、ヴァスバンドウの著作を思想史の上に位置付けることができればよいであろう。ヴァスバンドウ『五蘊論』とステイラマティ『五蘊論註』研究の一環として、大谷大学図

書館所蔵『大乘五蘊論聞書』の翻刻を提示する理由はここにある。

二 『大乘五蘊論聞書』翻刻（一丁左—十五丁左三行目）

凡例

- 本書には丁数が記されていない。内題が記されている頁（一丁左）から順に丁数を付し、翻刻文中「」内に記した。
- 旧仮名遣いは原文のままに留めた。また、敢えて表記の統一をはからない。
- 口述筆記という性質上、当て字、略字、合字などが多々使用されている。断りなく適宜改めた。
- 断りなく適宜現行の漢字に改めた箇所がある。
- 読者の便宜をはかり、翻刻者が適宜句読点や中黒を補う。
- 仏典名に『』を付すなど、翻刻文中の一切の括弧の類いは翻刻者による補いである。また、翻刻文中の註記もすべて翻刻者による。
- 明らかに表記の誤りだと認められる箇所、表記を改めた方がよいと思われる場合には当該箇所の右横に註記した。
- 破損等により判読できない箇所には、おおよその字数に相当する□を記した。

〔二丁左〕

大乘五蘊論聞書

此『五蘊論』⁽⁵⁾ハ瑜伽十支ノ中ノ一支ニシテ世親菩薩ノ制造シ玉ふ処ソノ論ワツカニ十教ホトノ論ナレトモソノ明
処口ユタカニシテ五蘊十二処十八界ノ名ト義トヲ列子玉ヒ、実ニ『瑜伽大論』⁽⁶⁾ノ入テ『阿毘達磨造集論』⁽⁷⁾ノモトタ
子トナル処口ノ論本ナレトモ此法相宗ニ於テハ『解深密經』⁽⁸⁾ヲ以テ所依ノ根本經トスル。ソノ經ハ全部五卷ニ分レ
テ品ハ則チ八品大乘ノ甚深微細ノ教行果ノ次第ヲ説玉フ。ソノ第三卷「分別瑜伽品」三右ニ弥勒菩薩ヲ対告トシテ
説玉フ中ニ「我説識ノ所縁ハ唯識ノ所現ナルカ故ニ」⁽⁹⁾ト説テ一切諸法唯識所変ナル旨ヲ慈氏菩薩ニ附屬シ玉フ。夫
ヨリ佛内隱ノ后九百年ニ至テ无著菩薩出興⁽¹⁰⁾

〔二丁右〕

シ玉フ。弥勒菩薩ヘ直クノ説法ヲ言セラレ弥勒ソノ言ニ應シテ都史多天宮ヨリアマクタリ中天竺阿瑜闍ノ講堂ニシ
テ五部ノ論ヲ説玉フ。ソノ中『瑜伽師地論』ハ一部百卷五分ニワカレテ一切諸法ノ教行果ヲ十七地ト分テ『解深密
經』ニ於テ佛ヨリ親クサツカリ玉フ処口ノ瑜伽唯識ノ旨ヲ審カニ説キ述玉フ。无著此ヲ受、世親、獅子覺ヘ傳ヘ玉
フ。爾ルニ此ノ大論文義トモニ広博ナル故入學ノ者ソノ便リヲエス。此ニヨテ慈氏菩薩自ラ『弁中論』⁽¹⁵⁾『大莊嚴論』⁽¹⁶⁾
『分別瑜伽論』⁽¹⁷⁾ノ三論ヲ造リ无著・世親ノ二論師各釈論ヲ製シテ『瑜伽論』ヲ成助シ玉フ。ソノ数十支ヲ成シテ瑜伽
ノ十支ト称スル。此モト三菩薩相傳ノ称ヘトミヘテ

〔二丁左〕

『述記序』⁽¹⁸⁾ナトニモ十支ノ名カ顕テアル。ソノモノカラヲ列ルコトハ『了義灯』⁽¹⁹⁾一本廿九右ニ、一者『百法論』⁽²⁰⁾、二者
此『五蘊論』、三『顯揚論』⁽²¹⁾、四『攝大乘論』⁽²²⁾、五『雜集論』、六『弁中弁論』⁽²³⁾、七『二十唯識』⁽²⁴⁾、八『三十唯識論』⁽²⁴⁾、九

『大莊嚴論』、十『分別瑜伽論』、此ヲ『瑜伽大論』ノ十支ト名テ、支ハ支分ノ義、枝末ノエタ子分ノコトシ。夫ニ対シテ『瑜伽大論』ヲ本論ト称スル一処ヲ玉廿八(7?)『三十述記』六本廿右ナトニ(25)「本論」ト称シテアル。爾レハ『瑜伽大論』ハ根本ニシテ木ノ根ナリ。又右ノ論十論ハ支分ニシテ木ノ枝コレソノ支分ノ支分タルユヘンハ末ニ非レハ以テ本ヲ顯スコトナリ。大木ヲキラントスルニ先枝オロシラシテカ、ルカ如ク『瑜伽大論』ヲ學ント欲ント先スヘカラク此十支ノ

『三丁右』

論ニヨルヘシ。『瑜伽略贊』(纂)十四丁ニ唯識論ノコトヲ明シテ、此論即『瑜伽支地』十一ト『三十疏』八末六十三右ニ(27)「若此論无ハ瑜伽ヲ解難シ」ト処々ニ此論支アリテ瑜伽ノ釈家カ此唯識ヲ知ヌ故、瑜伽ヲ工解セヌト云テアル。此ハ『三十論』及上ノコトシヤカ、何ニモセヨ瑜伽ノ解シ難ヲ解易ラシムル支分ノ支分タルモノシヤトアル。ソコテ此十支論ソレ々ニ役マヘカアルノテ先ホト列タ『了義灯』ニハソノ論ノ細注ニ異名ヲ挙テアル。夫カラ伺フトキハ其論ノ人カ答カ知ルナリ。ソノ上ニ『百法論』ヲ初ニ挙ソノ次ニ『五蘊論』ヲ挙テ、乃至最后ニ『分別瑜伽論』ヲ列ヌル。此カ學ヒ入次第トミヘテ前ノ『百法

『三丁左』

論』ヤ『五蘊論』等ニ於テ學ヒ得処ヲ最后ニハ現心ニ結皈シテ真无漏智ヲ得テ、ツイニ真理ヲ証リ得ルヤヨウニト云カ、此列ネ方ノ次第ナリ。ソコテ此『百法論』ヤ『五蘊論』ハ諸法ノ名ニ数ヲオホヘ名ニ隋テ其義ヲ釈スルノ論此ハ初學ノ至トモイソク処口トキソノ初ノ『百法論』ヲ『陳名教論』ト名ル。タ、百法ノ名數ヲ列ネタ斗リテ義ハ釈シテハナイ。次此『五蘊論』ニハ二ヶノ顯名アリテ三『依名釈義論』ト名ル。此ハ『百法論』ヨリハ又一段微細ニナリテ一々ノ名ニ依テソノ義ヲ釈スル故『依名釈義論』ト名ル。扱々『粗釈對義論』ト名クル。アラク諸法ノ体

ト義ト積シテアル。体ハ体性モノカラ

〔四丁右〕

眼根ナレハ清浄色ヲ体トスルカ、此カ体義ハ義用ハタラキテ青黄等ノ色境ヲ取ハタラキシヤト、カヨウニアラ／＼ト体ト義トヲ積シテ有故『諸積体義論』ト名ル。此二ケノ異名カ第五ノ『阿毘達磨雜集論』ニ対タ名ナリ。彼『雜集論』テハ列タ斗リ『五蘊論』テハ名ニヨリテ義ヲ積スル斗リ、ソレヲ具ニ分別解説スルカ『雜集論』ナリ。ソコテ『分別名數論』□『略陳名數論』『得名積義論』ノオクノ手シヤト云コト。又二『廣陳体義論』ト名ル。此ハ『百法論』ハ經ヲ略シ此論テハアラ／＼ト述テアル。夫ヲシタシキトシテ『雜集論』ニ至リテハ廣ク具サニ義ト体トヲ列ル。爾レハ『百法論』ヨリ

〔四丁左〕

今論ニ入りテ今論ヨリ『雜集論』ニ入展轉シテ『瑜伽本論』ニ入処口ノ支分支末ノ論ナリ。ソコテ此論ハ『雜集論』カ為ノ略論ナリ。『雜集論』ハ今論カ為ノ廣論ナリ。ソノ廣論タル『雜集論』ハ二分ト分レテ初二「本地分」ハ蘊処界三科ノ諸法ノ体ヲ明ナリ。后ニ「結分」ハ其義ヲ廣ク明ス。サテ初ノ「本地分」ハ瑜伽五分ノ中ノ「本地分」ノ文義ヲアツメ『雜集』ノ「決択分」ハ瑜伽第二ノ「決択分」ノ文義ヲ集ル。此テ瑜伽百卷ノ正所名ハツキテアル。ソノオモムキ『対法疏』一五十六⁽²⁹⁾ニ顯レタリ。ソノ「決択分」ハ「本地分」ニ付テノコトナレハ、「本地分」ハモトナリ。ソノ「本地分」四品ノ中第一ニ「三法品」ト名テ三科

〔五丁右〕

ノ体義ヲ明シテアル。此ノ旨ハ其『雜集論』「本地分」ヲ略シタ処口ノ論ナリ。爾レハ今論ノ趣十數ニ説ル説ラヌ論ナレトモ廣ク云ハハ『瑜伽』『雜集』ヲ略現至シテアル。今論ヲ伺ニハ『瑜伽大論』ヲ照シ合七別シテ今論ノ広論ヲ

ル『雜集論』及彼『述記』⁽³⁰⁾ヲ師師トシテ伺フヘキコトナリ。十ヶ年已前ノ『三十述記』研窮ノ節此論ノ体答ヲ考ヘオヒタ。此度ハ日数モ无故、ソノ先考ヘ於タラ弁スルナリ。今此論ヲ解スルニ略有五門、一述教興因、二顯論宗旨、三論积家異、四解論題目、五科积本积本文。第一述教興因トハ此『五蘊論』ノオコル因縁ヲ弁スモノナリ。凡慈恩一家ニ於

〔五丁左〕

テ此教興ノ因モ教起ノ所因ト論興ノ所為トヲ二分テ弁ル。則此論ノ広論タル『雜集論』ノ『述記』ニ此二科テ弁シテアル。此モト最勝子⁽³¹⁾『瑜伽积』⁽³²⁾カラオコルコトテ、今此論ノオコル所因ヲ弁スル。此ハ『対法疏』ニ順シテ知ヘシ。彼『対法疏』一十二五二无著ノ『雜集』ヲ説玉フ所因ヲ述テ弥勒菩薩『瑜伽大論』ヲ説テ非有非空ノ唯識四通ノ旨ヲ説。増益損滅⁽³³⁾ノ常有ノ此ヲ破ルハ理トシテ顯シテ理モナク事トシテキワメヨト云コトモナク義トシテ全セヌト云コトナク文トシテ积セサルコトナリ。如是残ル処口ナク尽シテ尽スト云フコトナキ『大論』百卷ノ論ナリ。爾ルニ有ル儀弼ノ菩薩

〔六丁右〕

如何セン瑜伽百卷ノ広文海ヲオソレテ未タハリアケサル表紙モオラス。解シテミヌ先カラハヤ去退ノ心ヲ注シテトウシテ此ノ大論百卷カ手ニ入モノカトオソレテ取拏ヌヨウニナル。ソコテ无著菩薩ノ大悲ヤマヌコトナリ。智ナシフルコトテ『瑜伽師地論』ノ一切ノ法門ヲク、リ。コレテ略シテ此『雜集論』ヲ造ルトアル。夫ニ順スルニ今此論文モ又マタ爾リ。『雜集論』ノ上ヲナライ略現シテヤスラカニ体義ヲ知ラシメサカノホリテ『瑜伽論』ニ入ラシメンカ為ニ此論ヲ造ルト云カ此論ノオコル因縁ナリ。扱次ニ論興所為ト云ハ此論ハ何ノ為ニシテカ作レルヤト云コトヲ弁スルコトヲ弁スルナリ。通シテ弁ルトキ

〔六丁左〕

ハ一者百法久住世ニ住セシメンカ為ニ二ハ有情ヲ利樂センカ為ニ此論ヲ造ルト云ハ諸論ニ通スル処口ノ所為ナリ。⁽³³⁾
 又此ノ論ニ限ル処口ノ所為ヲ弁スルトキハ此論ニ申ス処口ノ三科ノ法門ハ菩薩ノ修シ玉フ十善巧ノ中ノ初ノ三善巧
 ニシテ、五蘊ヲ以テハ略ニ諸法ヲ弁釈シ、十二処ニアテハ処中ニ諸ノ法ヲ弁釈シ、十八界ニアリテハ広博ニ諸法ヲ
 弁釈スル。此三善巧ニ后ノ七善巧ハオサマリテ□□マフ。此三善巧ヲ明セハ善巧ニ於不説処口ナシ。ソコテ此論ニ
 三科ノ諸法ヲ明ス。ソノ三科ノ法門ハ三種ノ我執ヲ対治スルナリ。即此論九左二三種ノ我執等『顯揚論』

〔七丁右〕

十四四右此ト同シ夫オモンミレハ三界ノ有情五趣ニ輪廻シ三界ニ流転シテ苦輪ヤマサルコトハ斷常空有ヲ執スル病
 ヨリオコル。此ヲ以テ菩薩ノ大悲ヤムコトヲエス。此空有ノ兩執ヲ除ンカ為ニ此論ヲ製シ玉フ。ソノ有執ノ中テハ
 正ク我有ノ執ヲ破スカ為ナリ。我有ノ執ニ三種カアテ一ニ一性ノ我執ト云ハ性ハ体性ト云モノカ我ト云一物体アリ。
 我ト云一トカタマリアルモノシヤト執シテ居ルナリ。ソノ一性ノ我執ヲ破ス為ニ先五蘊ノ法門ヲ説テ、實ニ有情ト
 云モノカ一トカタマリ有ルモノテ无イ、我ト云モノカ一物体タルモノテナイ、ソノ色受想行識ノ五蘊カリ

〔七丁左〕

ニ有情アリタル。木シヤノ柱シヤノト云ヤウナモノカヨリアツマリテコソ假リニ家ト云モノカ出来タノシヤ。ヨリ
 合モノヲトリテノケハ柱ハ柱(前カ)ラムナ木ハ木ナ木別タテ家ト云一トカタマリハナイ。引ヨセテムスヘハ柴ノヒラク
 ナリ。今我等有情モ其通りテヨリ物ノ五蘊カカリニ和合シタ処テカリニ有情ト云モノカアルノナレトモ、一トカタ
 マリノ我ト云モノハナイ。五蘊ヲ惣シテ一トツカ子ニシテモトメテモ我レト云モノハ不可得ナリ。五蘊ヲ一セシ
 サクシフルウチコレテモ我ト云一物体ハ不可得ニシテ、タ、五蘊ノ法ノヨリ合モノシヤト説テ、彼ノ初ノ一性ノ我

執ヲ遮スルナリ。扱第二受者ノ我者ノ我執ト云ハ

〔八丁右〕

受コミテノ我カアルト執スル。目ニミルモミテト云識カアル、耳ニキクト云モキキ手カアリ、鼻ニカクモカキテカアル、ソノミテキ、テカキテハタレシヤト云へハ則チ我シヤト云カ受者ノ我執ナリ。数論⁽²⁴⁾ナトノ神我体ト云モノハ此受者ノ我執ナリ。ソコテ次二十二処ノ法門ヲ説テ六根六境ト云場処へ六轉識カ生スルノテソノ故二見テシヤノ聞テシヤノト受者ノ我ハナイソト云ノテ受者ノ我執ヲ破スル。サテ第三二作者ノ我執ト云ハ諸法ヲコシラエルコレラヘテカ有ニ達ナイソノコシラヘテハタレシヤト云へハ、此ノ我カコシラヘテシヤト執スルカ作者ノ我執ナリ。其我執ヲ退治セン為ニ次十八界ノ

〔八丁左〕

法門ヲ説テ、此身ノ相タハ六根六境六識ノ十八界ソレ々ニ自性ヲタモツ相タニシテ、其中ニ於テ一物トシテ作り出スモノト云ハナイ。因ト縁トノ出合テ銘々ノ十八界ノ種子縁ヲマツテ現行スル。其外ニタレカコシラエルト云コシラヘテハナイ。爾レハ我ト云一物体アリテ諸法ヲ造り出スト云コト不可得ナリト説テ后ノ作者ノ我執ヲ退治スルナリ。如是ニ三善巧ノ三科ノ法門ハ三種ノ我執ノ謂益ノ有ノ執ヲ退治センカ為ニ此三科ノ法門ヲ説セラル、『顯揚論』十四四左「離彼所対治為ニ増益」〔執〕故⁽³⁵⁾ト云答ナリ。ソノ増益ノ我有ノ執ヲ遮シ乍ラ爾モ婆伽梵ノ如シ

〔九丁右〕

ト説カケテ、三科ノ諸法レキ々然トシテ有ナル相タヲ説ハ此即清弁ノ惡執空等ノ損減ノ我執ヲ破スルナリ⁽³⁶⁾。如是ノ我有ノ増益ノ我有ヲ破シ惡執空ノ損減ノ執ヲ破スルトミルニ普光師ノ『百法論』ノ疏模擬スル処ロナリ。トキニ益増ノ有ノ執スルト云ニ付テ、其有ノ此ニハ我有法有ノ二執アル中右弁タハ我有ノ執ヲ破ト云義ナリ。ソノ上ニ法

有ノ執ヲモ遮スルヤイナヤト云ニ答曰論ノコ、ロ兼テハ法有ノ執ヲモ遮スヘシ。ソレ故『義林章』^(義)「二諦章」二末廿五右、彼菩薩ノ十善巧ヲ明シテ「此十種ノ縁シテ境トナシテ我法ノ執ヲ除」⁽³⁷⁾トアル。爾レハ兼テハ法執ヲ

〔九丁左〕

モ遮スルナリ。ナレトモ此論ノ表ノ当前テ云トキハ、タ、三種ノ我執ヲ遮スルト云モノ法執ヲ遮スルト云テハナイ。『顯揚論』十四卷、『瑜伽』五十七廿七モ同シ。ソコテ『二十唯識』四左ノ頌ニ「依此〔教〕能」⁽³⁸⁾等此コ、ロハ此空ト云ハ伸所説ノ十二処ノ法門ノコトナリ。十二処ノ法門ハソノ記ヲ受ルモノ无我ノ理ヲ証リ我執ヲ破スルヤウニナルナレトモ法執ヲ遮スル教テハナイ。ソレハ余程ニアリテ法无ニ入ルソノ余教ト云ハ唯識ノ教ノコトナリ。一切諸法唯識ナリト説故ニ、心ニ旨シテ山アリ谷アリト云法執ヲ破スルノ法无我ノ道理ニ入ナリ。爾レハ法執ヲ遮シテ法無我ニ入ルハ唯識ノ法門ノモチマヘ十二処ノ法ハタ、我執ヲ遮

〔十丁右〕

シテ人空無我ニ入ラシムルノ法門シヤト云コトナリ。此趣ムキソノ下ノ長行サテソノ処ロノ『二十述記』上四十一、⁽³⁹⁾『三十論』七廿二左、ソノ処ノ『述記』七末廿五ニ具ニ顯シテ有ル。十二処已ニタ、我執ヲ遮スル法門ニシテ法執ヲ遮シハセヌト有カラハ五蘊モ十八界モマタク、爾ナリ。ソレ故『对法疏』一六十六右二十八界ノ處立ヲ明ス。下二今『二十論』ノ十二処建立ノ文ヲ列テ『二十唯識』ト云テ「依此教能」作執コトコレ『二十論』八十二処ヲ説タノシヤノニ、ソレヲ言ヲカヘテ故「唯説十八」ト十八界建立ニ十二処建立ノ文ヲ列付テアルナリ。爾レハソノ当前ヲ云トキハ唯識ノ法門ハ法執ヲ遮ルノ教ヘ三科ノ法門ハ増益ノ我執

〔十丁左〕

11 (箕浦)

ヲ破スルト云カアタリマヘナリ。ナレトモモト大菩薩ノ善巧ノ法門ナレハ兼テハ法執ヲモ遮スルト云ヘシ。サキニ

引ク『二諦疏』⁽⁴⁰⁾ノココロ爾リ。塑レハ其当前テ申ス寸ハ此論ヲ製造シ玉フ所為ハ三科ノ法門ニ善巧ナラサルモノヲシテ大乘三科ノ法門ニ善巧ナラシメ、三種ノ我執ヲ対破兼テハ損滅ノ空執ヲ遮シテ有情ヲ利樂シ法ヲシテ久ク此に住セシメン為ニ此論ヲ製シ玉フト云カ此論興ノ所為ナリ。五門ノ第一科カ終テ第二顯論宗旨トハ此レニ惣ト別トノ二カ別レテ通ト云ハ通シテ十支ノ末論ノ宗トシ旨トスル処別ト云ハ余論ニ通セサル。今論不共ノ宗トスル処今論

〔十一丁右〕

ハ彼『対法論』⁽⁴¹⁾ハ廣論ナレハ今論ハソノ『対法論』ニ現シテ解スヘキコト夫ヲ釈スル『対法疏』一十四ニ通別シテ二種ヲ弁シテアル。ソノコ、ロハ先通シテ云寸ハ非有非空ノ唯識中道ヲ宗トスル。三性門ニ於テ凡夫ノ執スルカ如キ實戰⁽⁴²⁾実法ハ有ニアラス。依他緣性⁽⁴³⁾ハ有シテ空ニアラスト増益損滅⁽⁴⁴⁾ノ空有ノ□レタル。非有非空ノ中道コレカ通シテ十支ノ末論ノ宗旨ナリ。コレ何故ナレハ、瑜伽ノ唯識ヲ明ス処ロノ本論ノ支分ナルカ故ニ通シテ宗ヲ論スルトキハ唯識中道ヲ宗トスル。此趣キハオモテハ説テ无ナレトモ唯識テ宗トスル瑜伽本論ノ為ノ支分ナルカ故ニ同ク唯識ヲ宗トスル。彼疏

〔十一丁左〕

一十五左「一切法非有非空以中道為宗」ト云テ終リニ此ハ瑜伽トコトハリテ有ナリ。爾レハカヤウニ弁スルカ慈恩ノ御指図ナリ。サテ別宗ヲ云トキハ三科ヲ明スヲ宗トスル。此カ此論ニ限ル処口ノ宗ナリ。此論一部ノ宗トシ肯トスル処ハ蘊処界ノ三科ノ諸法ノ名義ヲ明スヨリ外ハナイナリ。此テ宗旨ヲ弁シ終タナリ。五門第三論釈家異トハ此一門ヲ護法安惠⁽⁴⁵⁾ノ二論師ノ釈ノ異ル相タヲ論スルノナリ。此論ニ護法安惠ノ二論解ノ釈論アテ、先安惠ノ釈論ハ『廣五蘊論』⁽⁴⁶⁾一卷日照三藏⁽⁴⁷⁾ノ訳ニシテ只今現存イタシテアル。サテ護法菩薩⁽⁴⁸⁾釈論アルコトハ『樞要』⁽⁴⁹⁾上六右ニ支菩薩⁽⁵⁰⁾三

藏力天

〔十二丁右〕

竺三渡り玉フ節玄鑒居士ト云人ヨリ護法菩薩ノ『成唯識論』及此『五蘊論』ノ積トヲ契三藏カサツカリ玉フトアル。爾レハ此論ニ護法ノ積論有リタコト治定ナリ。爾ルニオシイカナ契三藏ノ互訳ハ無タトミヘルトキ、爾ラハ護念ノ積論アリテコソ安惠ノ積論ト対シテ其顯ヲ論スヘケン。云何シテ其積ノ異ナル処ロヲ論スルト云ニ抛ロナリ。『三十論』ノ護法ノ積ヲ以テ対弁イサ子ハナラス。此一科ヲ弁スルハ有人此論ヲ講セラレシ節、安惠ノ論ヲ全ク定量トシ、護法ノ正義ヲウスレテ此論ヲ解スルナリ。コレ何故ナレハ、彼有人ナトノ料簡ハ安惠不正義ト云コトカコ、

〔十二丁左〕

ロニスマヌカラツイ護法正義ヲウスレテ解ヲナスヤウニナル。此ヲ以テ私ニハ彼弊害ヲシリソケントシテ文前ニアタラシメ其異ヲ論シテ安惠ノ『廣(五蘊)論』ハ護法正義ニ於テ經ノ定量トセヌコトヲ述ワスレテ護法正義異セサルヤウニ氣ヲ付ルナリ。今ノソノ顯露ナル一文ヲ挙テ弁スルニ、此論下七右ノ処ロニ不相應行ノ中ノ減尽定ヲ明ス下ニ「不恒現行及恒行及至為性」等トアル。⁽⁴⁶⁾此ハ阿羅漢ナトカ減尽定ニ入テ心々所ヲ滅无スルソノ心々所ヲ滅尽スル教ヲ明ス論文ナリ。先「不恒現行」ト云ハ前六轉心々所〔ヲ〕サス前五識ハツ子ニ縁カケテ相統セヌナリ。目ニ見ルコトモ境界カウカハ子ハシラ

〔十三丁右〕

レヌ目カアカ子ハミラレヌナリ。前五識ハ縁具スト云ヘトモ、五意ノ无心ノ縁ニヨリテオコラス。爾レハ前六識ト共ニ恒行シ現トハ云トレヌ。ソコテ此ラ「不恒現行」ト名ルナリ。此コト『唯識論』七九左巳下ノ下ノ疏七本五十一右ニ明シテアル。ソコテ今減尽定ノ中ニハ、ソノツ子ニ現行セサル前六轉識ヲ滅スルト云コト此ニハ護法安惠ニハ異論ハナイナリ。次ニ「恒行一分」等ト云処ロカアラソイナリ。先此文ヲ護法正義ヨリ積スルトキハ護法テハ「第

七識ハ有漏無漏ニ通シテ有漏ノ第七識モアリ無漏ノ第七識モアリ」ト立テ、佛果及因縁ノ有漏ノト伝ニハ有漏ノ第七識ニハナケ子ト云无漏ノ第七識アリテ平等証智ト相應スト云、ソコテ『三

「十三丁左

十頌」ニ阿羅漢ト滅定ト出世道トアルコトナシトアルヲ解シテ阿羅漢ト滅尽ト无漏ノ証道ニハ第七識ナシト云ハ第七識ノ体カサツハリトナクナルト云コトテナナイ。タ、第七識ノ中ノ有漏ノ染ノ義カナイノテソノトキ无漏ノ第七迄カ无ト云コトテナナイソト談スルナリ。此事『三十疏』五本八十三右、及四末九十六左、又五末三十二右ニ明シテアルソコテ今此恒行ノ一分トアル文ノコ、ロテ釈スルコ、ロハ恒行ト云ハ第七識ノコト、第七識ハツ子ニ相続スルモノ故恒行ト名ル。今^(原)依^(レ)滅定ニ恒行ノ第七ヲ滅スルト云ハ第七ノ体ヲサツハリト滅スルト云コトテナナイ。〔有〕漏无漏ノ二ノ中テタ、染ノ有漏ノヘンヨリヲ滅シテ无漏淨也ノヘンハ滅セヌ

「十四丁右

故、ソコテ恒行ノ一分ヲ滅スルト云即チ一分ノ言ヲ淨无漏ニ対スル一分ノ言トミルノナリ。次ニ安惠論師ノ釈ハ彼家ニ於テハ八識ノ中前六ト及第八識トハ通シテ漏无漏トナリ。第七ハタ、有漏ニシテ无漏ノ第七識ナシ。ナセナレハ无漏ノ第七識ト云モノヲ立又故佛果ニハ第七ハナイ。第七ハ我執有テ唯有漏ノミナリ。佛果ニハ有漏ノ我執ナキ故。ソコテ佛ニ第七ナシト立ル。夫故安惠テハ无学ト滅尽ト空ト无漏ノ聖者トニハ第七ナシト云ハ第七ノ体カサツハリナシト云此コト『唯識論』五四ソノ下疏五本八十二右左ニ出ル。ソコテ今此恒行一分ノ文ヲ安惠ノ釈スルコ、ロハ『廣五蘊』〔論〕「廿三左ニ「恒行」^{(一)文字分寄}」此

「十四丁左

文ノコ、ロハ恒行三道色及等ト云処ロニ眼ヲ付ヘシ。第七トソノキノ上ヘテハ安惠ハ一分ト云ハレヌ有漏无漏ヲ

立ヌユヘナリ。第七トソノキソノ上ヘテハ全分ト云ハ子ハナラス。有漏ノ外ニ无漏ト云モノヲ立ヌ故ナリ。ソコテ今第七ノ体ヲ残ラヌ減スルコトヲ一分ト云タハアノ恒行ノ^中ノ第七第八カオサマリテ減尽定ノ中ニハ恒行ノ第七第八ハミナ減スルテハ无二ツノ中テタ、第七ノミヲ減スル故ニ、ソコテ一分ト云則此一分則此ノ一分ノ言ヲ第八ニ対シテ一分ト云護法ハ第七一ノウヘテ云モノユヘ定无漏ニ対シテ一分トミルノナリ。右ノ如ク弁スルハ『三十疏』七本六十九右等ニ出テアルソノ文ニ『対法〔論〕』第二ト『五蘊論』トニハ恒行一分ト云

〔十五丁右〕

ト詰釈ヲ標シテソノ次ニ若シ第七ハ唯无漏ナリ唯人執ナリト説モノト云ト安恵ノコトナリ。サテ其次ニ若シ「有^二法執^一」説ト云ハ護法正義ノコトナリ。護法テハ第七識ハ人法^二執^一ニ通スル。^{〔断カ〕}談スルト説モノ故先執有リト標タモノナリ。如是ニ家ノ积判然ト分テアル。慈恩一家ニ於テハスヘテタ、護法正義トオシ立安恵不正義トシリソケル慈恩ノ法相宗ヲ学フ者ソノイラカタ弁セスレハアルヘカラス。爾ルニ有人ナトハ今論ヲハ『対法疏』ヲ指南トスルト云乍ラ今ノ恒行一分ノ文ニアタリテ、安恵ヲ以テ积シワスレテ護法正義ニ異スルハ豈虚慢ノ其布ヤ何ソ『対法疏』ヲ指南トスル

〔十五丁左〕

ト云ヤ。右ノ如クワケユヘ夫顕露ナル処口ハ勿論文言略ニシテ護法ノ義ニ似レハトテ全ク安恵ノ論ヲ指南トスヘカラサルコトナリ。

* 本研究は、大谷大学真宗総合研究所二〇一五年度一般研究の助成を受けた。ここに謝意を表す。また、『大乘五蘊論聞書』翻刻に際して、川端泰幸氏（大谷大学講師）と戸次顕彰氏（大谷大学非常勤講師・大谷大学真宗総合研究所

研究員)の助力を得た。また、織田顕祐氏(大谷大学教授)と三木彰田氏(大谷大学准教授)から示唆に富む助言を頂いた。心より謝意を表する。「各氏の所属等は二〇一五年度のものである」

註

- (1) モンゴルにおける瑜伽行唯識学派文献の伝承に関する本格的の研究は皆無である。『モンゴル大藏経』については、松川節「モンゴル大藏経」(『書香—大谷大学図書館・博物館報』第三二号、二〇一五年、pp. 23) 参照のこと。
- (2) 「学寮講義年鑑」には「環成」とあるが、「環定」と訂正する。
- (3) 前註2参照。
- (4) 現存することを確認できないものの複数の資料名を確認することはできる。結城令聞『唯識学典籍志』(東京大学東洋文化研究所、一九六三年)、小野玄妙・丸山孝雄『仏書解説大辞典』(大東出版社、一九三三—一九三五年、一九七五年、一九七八年) 五藏論関連項目を参照のこと。
- (5) 『大乘五藏論』(No. 1612) 『大正新脩大藏経』第三十一卷
- (6) 『瑜伽師地論』(No. 1579) 『大正新脩大藏経』第二十卷
- (7) 『阿毘達磨雜集論』(No. 1606) 『大正新脩大藏経』第三十一卷
- (8) 『解深密経』(No. 676) 『大正新脩大藏経』第十六卷
- (9) 『解深密経』「分別瑜伽品」『大正新脩大藏経』第十六卷 698b2 我説識所縁唯識所現故。
- (10) マイトレーヤ (Maitreya)
- (11) 無著 (Asaṅga)
- (12) トウシタ天 (Tusita)
- (13) アヨーディヤー (Ayodhya)
- (14) *Buddhasīmhaを指す。『大唐西域記』(No. 2081) 卷第五『大正新脩大藏経』第五十一卷 866c1-19に、「無著の弟子である佛陀僧訶(原文割註: 唐言師子覺)という者は」と記される。
- (15) 『弁中辺論』(No. 1600) 『大正新脩大藏経』第三十一卷

- (16) 『大乘莊嚴經論』(No. 1604) 『大正新脩大藏經』第三十一卷
 『解深密經』の「分別瑜伽品」を指す。
- (17) たとえば善珠集『成唯識論述記序釋』(No. 2260) 『大正新脩大藏經』第六十五卷 326c-6-23 参照のこと。
- (18) 惠沼述『成唯識論了義燈』(No. 1832) 『大正新脩大藏經』第四十三卷
- (19) 『大乘百法明門論』(No. 1614) 『大正新脩大藏經』第三十一卷
- (20) 『顯揚聖教論』(No. 1602) 『大正新脩大藏經』第三十一卷
- (21) 真諦訳『撰大乘論』(No. 1593)、玄奘訳『撰大乘論本』(No. 1594) 『大正新脩大藏經』第三十一卷
- (22) 『唯識二十論』(No. 1590) 『大正新脩大藏經』第三十一卷
- (23) 『唯識三十論頌』(No. 1586) 『大正新脩大藏經』第三十一卷
- (24) 『三十述記』確認しえなかつた。
- (25) 『百法論』から『分別瑜伽論』に至る十論を指す。
- (26) 窺基撰『瑜伽師地論略纂』(No. 1829) 『大正新脩大藏經』第四十三卷 96f
- (27) 『三十疏』確認しえなかつた。
- (28) 『大乘阿毘達磨雜集論』を『対法論』と呼び、玄奘『大乘阿毘達磨雜集論疏』を『対法疏』と呼ぶのであろうか。結城令聞『唯識學典籍誌』pp. 410-414 参照のこと。
- (29) 窺基撰『大乘阿毘達磨雜集論述記』(『日本續藏經』No. 796) 世親 (Vasubandhu) を指す。
- (30) 『瑜伽師地論釋』(No. 1580) を指す。
- (31) 『瑜伽師地論釋』(No. 1580) 『大正新脩大藏經』第三十卷 883a 参照のこと。
- (32) サーンキヤ (Sankhya) を指す。
- (33) 『顯揚聖教論』(No. 1602) 『大正新脩大藏經』第三十一卷 540a 能遠離彼所對治增益執故。
- (34) 清弁 (Bhavyeka) の悪取空とは、道倫『瑜伽論記』や窺基撰『成唯識論述記』などと言われる。清弁像の変遷については、師茂樹『清辨比量の東アジアにおける受容』(『불교학연구』(仏教学研究) 八、二〇〇四年、pp. 297-322) 参照のこと。
- (35) 窺基撰『大乘法苑義林章』(No. 1861) 『大正新脩大藏經』第四十五卷 289a
- (36) 『唯識二十論』(No. 1590) 『大正新脩大藏經』第三十一卷 75b25 第10偈

- (39) 窺基撰『唯識二十論述記』(No. 1834)『大正新脩大藏經』第四十三卷990c25-991c29
- (40) 『三諦疏』未確認。
- (41) 前註29参照。
- (42) 安慧 (Shramati)
- (43) 安慧菩薩造『大乘廣五蘊論』(No. 1613)『大正新脩大藏經』第三十一卷
- (44) 地婆訶羅 (Divakara)
- (45) 窺基撰『成唯識論掌中樞要』(No. 1831)『大正新脩大藏經』第四十三卷
- (46) 『大乘廣五蘊論』『大正新脩大藏經』第三十一卷 854b5-c 所有不恒行及恒行一分。心心法滅為性不恒行。
- (47) 『唯識論』(No. 1588)『大正新脩大藏經』第三十一卷

(大谷大学准教授 仏教学)

〈キーワード〉 瑜伽行唯識学派、法相宗、世親